

6 サポート体制の充実

(1) 議会事務局体制の整備

地方自治法138条に「都道府県の議会に事務局を置く」という規定があり、議会事務局は当然設置されるものとされている。また、事務局長、書記その他の職員は議長が任免することが定められているとともに、事務局長は、「議長の命を受け議会の庶務を掌理する」とされている。

「議会の庶務」とは、地方自治法104条の議長の統理する「議会の事務」と同義であるとされるが、行政実例によれば、議長がその地位において有する専属的権限は当然に除外される。また、「掌理」とは、法律上その権限に属せしめられた事務をその権限に基づき専管して処理することである。議会の庶務については、議会の会議事務と行政事務に大別され、前者としては、本会議及び委員会の運営に関する事務、請願書等の受理、会議録及び委員会会議録の調製等が、後者としては、人事、会計、議場の維持管理等の事務、図書に関する事務等が挙げられる。

しかしながら、地方分権一括法の施行により、機関委任事務が廃止され、国と対等・協力の関係となった自治体の中で議長は、これまでとは比較にならない強力な権限を持つこととなり、議会はこれまで以上に監視機能を果たしていくことが求められている。また、二元代表制の趣旨からも、監視機能の一層の強化、住民の多様な意見の施策への反映、更には、政策条例等による政策立案機能の強化が求められている。

こうしたことから、議会事務局の仕事の内容についても、これまでの誤りなく議事を運営することに加え、これまで以上に監視機能、政策立案機能をその業務とする調査部門、法制部門のウェートが大きくなりつつある。本県議会事務局においては、平成10年4月に調査部門を独立させるとともに、議会の政策条例の提出をサポートしていくため政策法務部門の強化を行ってきており、実際に、議会事務局が行っている事務と「議会の庶務」とは大きく乖離している。

このように、議会事務局において大きなウェートを占めてきている議会の監視機能、政策立案機能等をサポートする事務について法制上明確にするとともに、二元代表制から求められる議会の権能を十分に発揮していくため、議会事務局を地方自治法上もっと積極的に位置付けるよう要望を行い、法制面からも議会事務局体制の強化を図っていく必要がある。

また、議会事務局職員の任命権者は議長であるが、執行機関との人事交流により3年程度で異動となるのが通例である。交流人事の長所として、執行機関から異動してきた職員により最新の行政情報等が議会にもたらされる等の長所がある。一方、その半面、やがて執行機関に戻ることから「どちらを向いて仕事をしているのか」と議員の怒りが爆発することもある。今後、二元代表制の趣旨に従い、議会がその役割を果たしていけばいくほど、執行機関との対立は避けられないものであり、職員が議会及び議員をサポートするため全力を出せる環境を人事面において整備する必要がある。

議会の独自採用については、現在の本県議会事務局の正規職員数が35名であり、

余りにも規模が小さいことから、人事の固定化による弊害も考えられる。また、参議院においては、創設の昭和20年代から30年代にかけて多数の行政庁出身者が事務局幹部を占め、調査室にも相当数の調査員が行政庁から派遣されていたが、その後、参議院独自に採用した職員が増加するに従い、行政庁から派遣された職員が次第に減り、また、行政庁との間で相互に実施した交流も中断していた。しかし、昭和50年代に入り、経済問題、エネルギー問題等について議員の要請に対応するため、わずかであるが行政庁の間に交流が再開された。しかし、この間においても、参議院事務局と異なり参議院法制局においては常時定期的に職員を受け入れてきている。こうしたことから、昭和60年11月に参議院改革協議会の報告書において、「より積極的に人事交流を実施し一層の職員の資質の向上を図り、最近における議員の多方面にわたる要請に対応していく方針である」との答申がなされている。独自採用、交流人事のそれぞれのメリット・デメリットについて比較考慮し、任期を定めた職員の採用や東海ブロック単位でのプロパー職員の採用など長期的な視点から制度面を含め検討していく必要がある。

また、長が有するサポート体制に比べると、議会、議員に対するサポート体制は圧倒的な格差がある。本県の知事部局だけでも4,000人余りの職員が知事をサポートしていることに比べ、議会事務局の正規職員数は議員定数よりはるかに少ない人員である。今後、監視機能、政策立案機能を十分に発揮していくためには、職員の増員、資質の向上が求められている。

(2) 附属機関の設置

附属機関については、地方自治法138条の4第3項に基づき法律、条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として審議会、調査会その他諮問又は調査のための機関を置くことができるとされている。

附属機関の制度は、社会経済の発展に伴う行政需要の複雑化、高度化、多様化の傾向に適切に対応し、行政における専門知識の導入、行政における公正の確保を図ることを目的に導入された。その趣旨は、①地方行政に住民の意思を十分反映させること、②複雑化、高度化、専門化し、かつ、広範にわたる行政需要に対して科学的、合理的に対応するため、専門的な知識、技術を導入することにある。

一方、議会の常任委員会、特別委員会においては、広く議会外の意見を聴き、審査又は調査を充実させ、委員会として適正な判断、決定、政策の立案を行い、住民の意思や社会通念から遊離しないようにするため、公聴会を開催し、利害関係者又は学識経験者から意見を聴くことができるとされている。その後、より簡便な手続きで委員会が審査又は調査中の案件について学識経験者や関係者等の意見を聴取するため参考人制度が法制化されている。しかしながら、公聴会・参考人の両制度においては、公述人、参考人とも自己の意見を述べ、委員からの質疑に対して答弁義務があるが、委員に対しては質疑をできない点で共通している。このように、公聴会、参考人制度は議会から一方的に意見を聴くものであり、対等な立場で相互に議論し適正な判断や政策等を深めていくには不適當であるばかりでなく、参考人制度では、学識経験者等が行政課題に対して自由に議論し意見をまとめていくことはで

きない。今後、議会においても中長期的な視点から自治体の政策の在り方等を総合的に検討し、政策等を提言していくためには、学識経験者等が与えられた課題に対して自由に持論を展開できる諮問機関などの附属機関の設置が必要となってきている。

(3) 公設秘書

国家公務員法2条では、国会議員の秘書は特別職とされているが、地方公務員法3条では、特別職は、長、議長その他地方公共団体の長の秘書の職で条例で指定するものとされており、議会においては、議長以外は特別職の秘書を置くことができない。しかしながら、本県議会においては、閉会中の委員会の開催、政策条例の検討などが常態化してきている上、二元代表制の趣旨に基づいてその機能を果たしていくべきことを考慮すると、議員の公的活動をサポートする秘書が必要となってきている。しかしながら、都道府県議会議員に秘書を置くことについては、議員会館の整備などを併せて行う必要があり、議員の活動が県民に理解されてはじめて現実的な検討課題となるものである。県民から理解が得られるよう議員一人一人が努力していかなければならない。